

補装具費支給制度における借受けの導入について

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

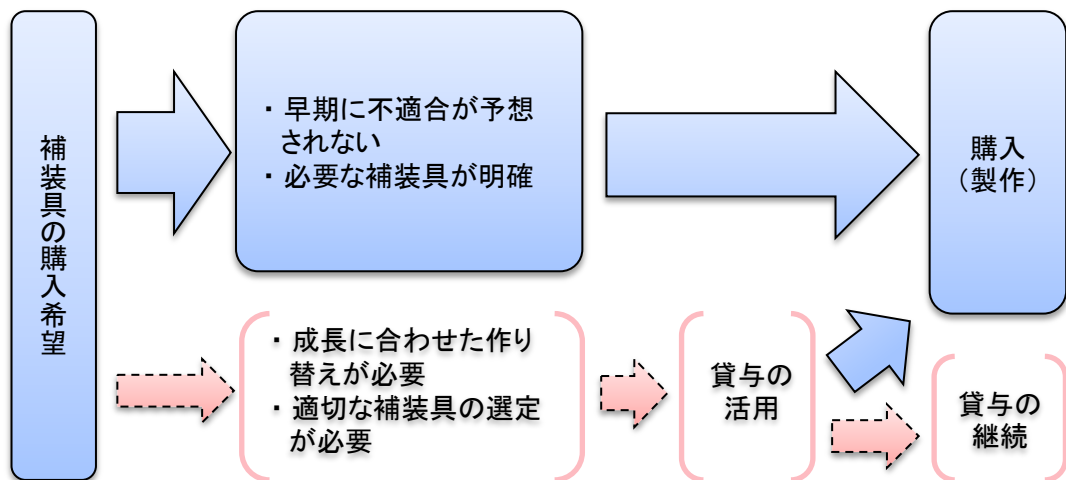
具体的内容

貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。

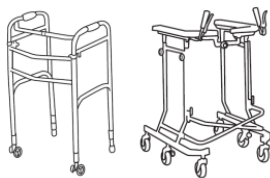
※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



< 貸与の活用があり得る種目（例） >

【歩行器】

歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具



【座位保持椅子】

姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用



※対象種目については、今後検討。

補装具費支給制度における借受け導入についての検討事項

概要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

障害者総合支援法の条文

- 第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条文及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。
- 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。)を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。
 - 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
 - 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
 - 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

具体的内容

(補装具の借受けによることが適当である場合について)

- ①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

(参考)補装具費支給制度における借受けの導入に係る検討状況

| 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|---------------|---|------------------------------|--|
| 障害者総合支援法の一部改正 | 補装具費について、「購入、修理」を「購入、借受け又は修理」に改正 | 障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部改正 | 補装具費について、「購入、修理」を「購入、借受け又は修理」に改正し、「補装具の借受けによることが適当である場合」について追加する予定。 |
| 借受けの導入に係る調査研究 | 平成28年度障害者総合福祉推進事業において「借受け導入に係る制度のあり方に関する研究」を実施し、借受けが適当とされる場合の要件等について、調査研究を行う。 | 補装具評価検討会 | <p>【平成29年6月29日】 補装具費支給制度における借受けの導入に係る対象となる種目等について、議論。</p> <p>【平成29年8月7日】 借受けの導入に係る省令改正案(借受け対象になる場合)、対象となる種目等について、前回の議論を踏まえ、議論。</p> <p>【平成29年8月31日】 借受の導入に係る省令改正案及び対象となる種目等について、了承。</p> |

※補装具評価検討会について

- 補装具の種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として開催。
- 障害保健福祉部長が委嘱した学識経験者等により構成。




(1) 補装具評価検討会における主なご意見

- 申請者が短期間で次々に要求できるという誤解を生まないようにすべきではないか。借受けの必要性について身体障害者更生相談所等の専門的な判断により必要性が認められた場合に限るべき。
- 借受けを継続する場合は、必要性を再評価する仕組みが必要ではないか。
- 適切な補装具を選定し購入するために借受けを活用するとよいのではないか。
- ガイドライン(補装具費支給事務取扱指針等)で、具体的な支給決定プロセス、想定される借受け期間等をわかりやすく周知していくのがよい。
- 借受の適切な判断を行っていくためにも、身体障害者更生相談所等の判定スキル向上が重要であり、特に児童の場合は指定自立支援医療機関や保健所の意見書により市町村が決定している現状を踏まえ、そういった機関で適切に借受けの判断を行っていくためにも、制度の趣旨を徹底したり、研修を行う必要があるのではないか。

(2) 補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

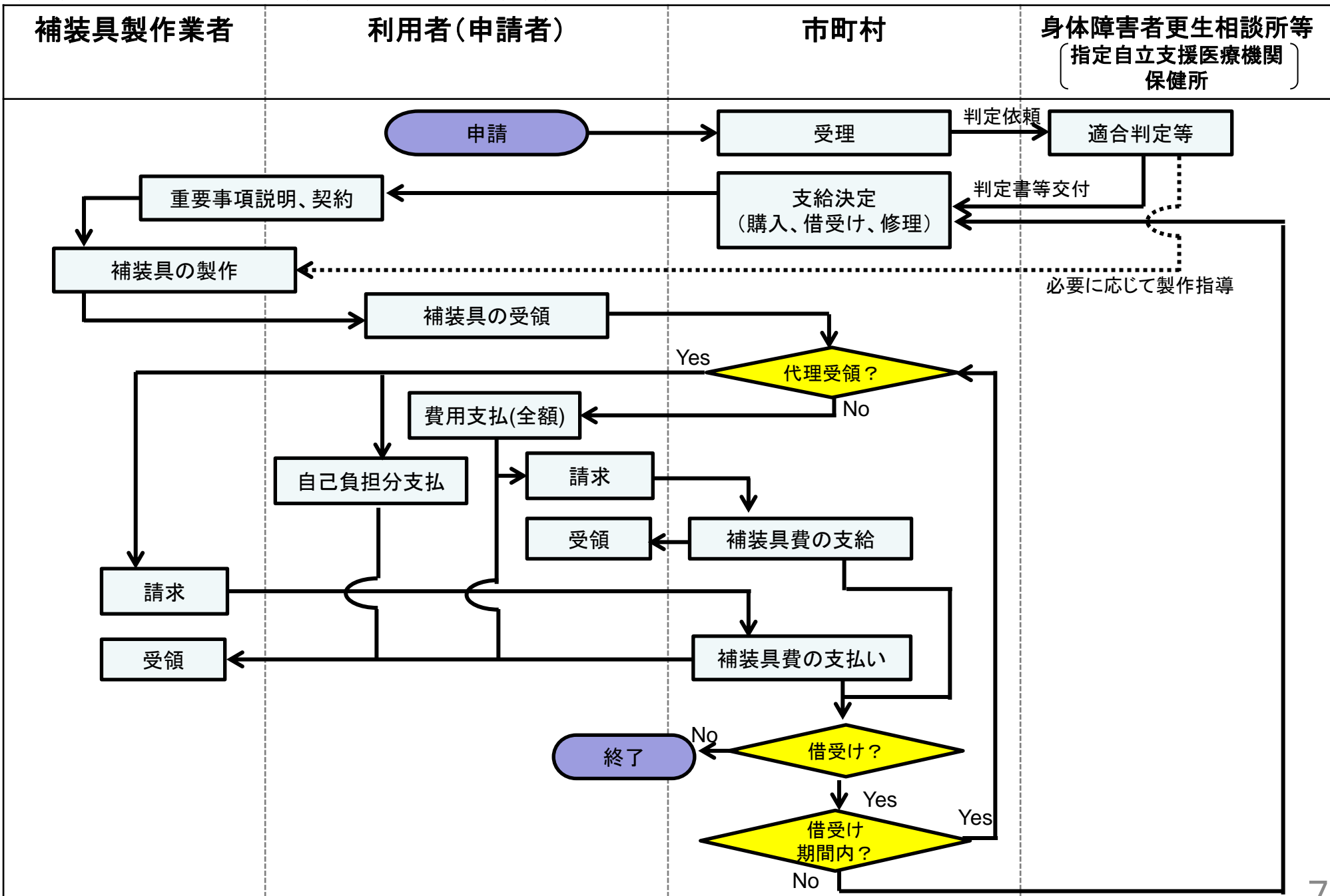
補装具費支給制度における借受けについては、以下の種目を対象とする。

※図は参考例

| 場面 | 対象種目等 |
|------------------|--|
| <p>成長への対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 座位保持装置・・・自力で座位姿勢を保持できない方等が安定した座位を保持するための用具 ● 歩行器 歩行器・・・歩行機能を補うため、移動時に体重を支える用具 ● 座位保持椅子 座位保持椅子・・・姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用する用具  |
| <p>障害の進行への対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) 重度障害者用意思伝達装置・・・重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達を行うための用具。 <p>※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する可能性があることに留意する。</p>  |
| <p>仮合わせ前の試用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 完成用部品・・・義肢装具および座位保持装置を完成させるのに必要な部品 義肢・・・上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するための用具。義手、義足。 装具・・・上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制したその機能を補完したりするための用具。  |

- 借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給を決定。
- 障害児の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。
- 対象となる種目は補装具告示第1項に規定するいわゆる「特例補装具」を除く。
- 補装具のうち、申請前の訓練において使用される種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。
- 当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象種目等については引き続き検討。

(3) 想定される支給決定プロセス (案)



(4) 借受け中に修理が必要な事項について (案)

| 項目 | 対応案 |
|---------------|------------------|
| 製品の不具合による故障 | 事業者が対応すべきではないか |
| 故意による故障等 | 利用者が負担すべきではないか |
| 通常の使用の範囲内での故障 | 補装具費の対象とすべきではないか |

○所有者が利用者でないことを鑑みると、「修理」として支給するのは適当でないのではないかと。

対応案

- 通常の使用の範囲内での故障と判断される場合は、借受けに要する費用の加算として算定することとしてはどうか。
- 借受け中の修理について、契約事項に盛り込むよう、ガイドライン等で規定する等により、事業者や市町村に周知してはどうか。